

広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則及び地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第四十八号

広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則及び地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則の一部改正)

第一条 広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則(平成十五年広島県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第4号 (第8条関係)

		(略)
(略)		
関与税理士署名		(略)
(注)	(略)	
備考	(略)	

別表 (略)

様式第12号 (第8条関係)

		(略)
(略)		
関与税理士署名		(略)
(注)	(略)	
備考	(略)	

改正前

様式第4号 (第8条関係)

		(略)
(略)		
関与税理士署名押印		(略)
(注)	(略)	
備考	(略)	

別表 (略)

様式第12号 (第8条関係)

		(略)
(略)		
関与税理士署名押印		(略)
(注)	(略)	
備考	(略)	

(地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則(平成二十七年広島県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号（第3条関係）

(略)  
地方活力向上地域における県税の課税免除申請書  
不均一課税  
(略)

- (注) 1 (略)  
2 「中小事業者、中小企業者又は中小連結法人の判定」欄には、租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人である場合は「該当する」を、それ以外の法人の場合は「該当しない」を○で囲んでください。  
3 (略)

備考 (略)

改正前

別記様式第1号（第3条関係）

(略)  
地方活力向上地域における県税の課税免除申請書  
不均一課税  
(略)

- (注) 1 (略)  
2 「中小事業者、中小企業者又は中小連結法人の判定」欄には、租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人である場合は「該当する」を、それ以外の法人の場合は「該当しない」を○で囲んでください。  
3 (略)

備考 (略)

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。  
(旧様式による用紙に関する経過措置)
- 2 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。